

福島県後期高齢者医療広域連合 受領委任制度のご案内

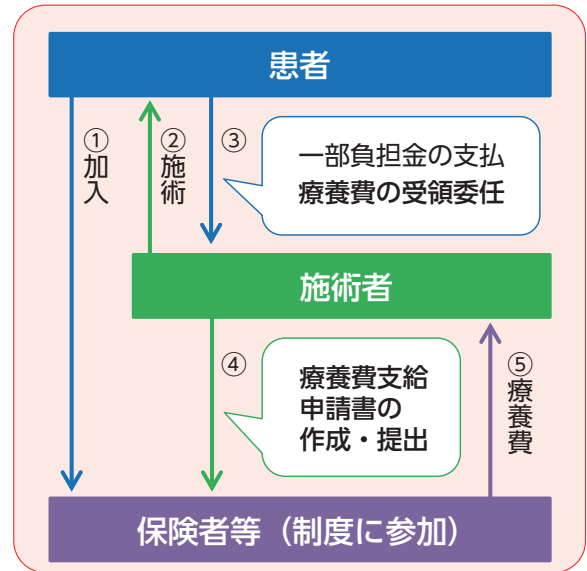
はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」を導入します。（平成31年1月1日から取扱い開始）

制度の仕組み

- 受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者から一部負担金を受け取り、患者に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。

これまで療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われておりましたが、今回、国における共通の取扱いとして制度化されました。

- 福島県後期高齢者医療広域連合では、平成31年1月1日から受領委任の取扱いを開始します。



受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生(支)局へ申請をお願いします

- 受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者（または出張専門の施術者）の皆様は、地方厚生(支)局へ申請（申出）書類を提出するようお願いします。

※具体的な手続きについては、各地方厚生(支)局のウェブページで掲示しておりますので、施術所の所在地（出張専門の施術者の場合は自宅住所）を管轄する地方厚生(支)局のウェブページをご確認願います。

療養費支給申請書について

- 受領委任制度において療養費を申請する場合には、「受領委任の取扱規程」で定められた各種様式を使用してください。
- 申請書の提出先は、これまで同様、患者の住所地の市町村になります。

【参考】厚生労働省ウェブページ（「受領委任の取扱規程」が掲載されています）

- ・通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180612-01.pdf>

受領委任制度導入後の代理受領について

- 福島県後期高齢者医療広域連合では、施術者の地方厚生(支)局への申請漏れがあった場合などについては、制度導入過渡期の例外的な取扱いとして、平成31年6月受付分（市町村受付）まで代理受領を認めることとします。
- 平成31年7月受付分からは、代理受領で提出された申請書を、返戻いたします。
なお、受領委任の承諾を受けていない施術所については、患者への償還払いをすることになります。